

デジタルブックを活用した伝統的工芸品の魅力発信業務委託仕様書

1 目的

本事業は、伝統の技により作られた宮崎県伝統的工芸品を、広く国内に向けて魅力的に発信するデジタルブックを作製することにより、伝統的工芸品の更なる認知度向上及び販路拡大に寄与することを目的とする。

2 業務委託名

デジタルブックを活用した伝統的工芸品の魅力発信業務

3 委託期間

契約の締結日から令和5年1月31日（火）まで

4 委託業務の範囲

(1) 掲載内容

- ・国および県伝統的工芸品等指定要件
- ・宮崎県伝統的工芸品全37品目の各製品の紹介
- ・国指定の伝統的工芸品全2品目の各製品の紹介
- ・購入先の情報（事業者名、電話番号、メールアドレス、HP等）
- ・伝統的工芸品MAP

(2) 主な業務内容

- ・本県の伝統的工芸品を紹介するだけのものに留まらず、見る人に伝統的工芸品の魅力を訴求させることをメインテーマとし、工芸品やその作り手である職人が持つストーリーを効果的にPRできる内容とすること。
- ・令和元年度に作製したみやざきの伝統的工芸品パンフレットの内容をもとに、伝統的工芸品の魅力が伝わる訴求力の高いデジタルデータを作製し、(1)の内容を入れたデジタルブックを作製する。
- ・伝統的工芸品の商品画像、工房の画像、テキスト等は県が提供するものを使用するが、不足する画像等がある場合は、撮影、編集等を行うこと。
- ・学生が教材としても利用できるような内容にすること。
- ・作製業務には、企画立案、撮影、取材、デザイン、編集、校正、納品、工程管理、デジタルデータ作製等、当該業務において必要となる全ての業務を含む。
- ・校正は、最低2回以上とする。
- ・デジタルブックのデータはWebサーバーにアップロードするだけで設置が可能なものとする。

6 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。受託者は、納品する成果品について、著作権者人格権を行使しないこととする。なお、本成果物の制作に本契約に関係なく従前から受託者または第三者に帰属している著作物を利用する場合は、当該著作物の著作権に関しては受託者または第三者に留保される。

(2) 権利関係の処理

- ①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ②受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

7 成果品の提出

(1) 電子データ

以下についてDVD等で納品すること。なお、納品場所は宮崎県オールみやぎき営業課とする。

① デジタルブックデータ

Webサーバーにアップロードするだけで設置が可能なものとする。

② デジタルブックに使用したデジタルデータ一式

宮崎県HP、その他伝統的工芸品に関する広報に使用する。

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上決定すると。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (6) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (7) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。